

令和7年度 第1回佐久市学校給食臼田センター運営委員会会議次第

日時 令和7年6月5日（木）午後4時から
場所 学校給食臼田センター2階会議室

1 開 会

2 学校給食課長あいさつ

3 委嘱書交付

4 自己紹介

5 条例・施行規則の説明

6 令和7年度役員の選任

7 会長あいさつ

8 会議事項

（1）令和7年度 佐久市学校給食臼田センター給食会計予算（案）について

（2）令和7年度 学校給食の実施内容について

（3）その他

9 閉 会

改正

平成20年3月27日条例第24号

平成26年12月19日条例第32号

令和4年12月20日条例第27号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校、中込小学校及び佐久城山小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、佐久平浅間小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市下小田切165番地1	臼田中学校及び臼田小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第27号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
 - (2) 課長補佐又は係長
 - (3) 主事又は技師
 - (4) 主事補又は技師補
- 2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

- 2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

- 2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
 - (2) 超過勤務命令簿
 - (3) 休暇欠勤承認簿
 - (4) 出張命令簿
 - (5) 物資受払簿
 - (6) 栄養摂取状況記録簿
 - (7) 献立表
 - (8) 業者別仕入帳
 - (9) 調定簿
 - (10) 領収証つづり
 - (11) 給食日誌
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
- (補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

令和7年度 佐久市学校給食臼田センター運営委員会名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考
堀 籠 英 和	臼田中学校校長	
荻 原 司	臼田小学校校長	
宮 澤 美 智 子	臼田中学校PTA副会長	
日 向 秋 奈	臼田小学校PTA会長	
堤 雅 史	学校医代表	
黒 澤 さ や か	学校薬剤師代表	
平 林 照 義	学校教育部長	

<事務局>

小 林 清 彦	学校給食課長	
平 林 久	学校給食課課長補佐	
丸 山 充 人	学校給食臼田センター	事業係
佐 藤 広 圭	学校給食臼田センター	栄養士
池 田 瑠 美	学校給食臼田センター	栄養士（アレルギー）

学校給食臼田センター運営委員会 役員の状況

年度 \ 役職	会 長	副会長	献立委員長	監 事		
平成17年度	切原小学校長	切原小学校 PTA会長	臼田小学校長	田口小学校長	臼田中学校 PTA会長	青沼小学校 PTA会長
平成18年度	臼田小学校長	臼田小学校 PTA会長	青沼小学校長	臼田中学校長	切原小学校 PTA会長	田口小学校 PTA会長
平成19年度	青沼小学校長	青沼小学校 PTA会長	田口小学校長	切原小学校長	臼田小学校 PTA会長	臼田中学校 PTA会長
平成20年度	田口小学校長	田口小学校 PTA会長	切原小学校長	臼田小学校長	青沼小学校 PTA会長	切原小学校 PTA会長
平成21年度	切原小学校長	臼田中学校 PTA会長	臼田小学校長	青沼小学校長	田口小学校 PTA会長	臼田小学校 PTA会長
平成22年度	臼田小学校長	切原小学校 PTA会長	青沼小学校長	臼田中学校長	臼田中学校 PTA会長	青沼小学校 PTA会長
平成23年度	青沼小学校長	臼田小学校 PTA会長	田口小学校長	切原小学校長	切原小学校 PTA会長	田口小学校 PTA会長
平成24年度	田口小学校長	青沼小学校 PTA会長	切原小学校長	臼田小学校長	臼田小学校 PTA会長	臼田中学校 PTA会長
平成25年度	切原小学校長	田口小学校 PTA会長	臼田小学校長	青沼小学校長	青沼小学校 PTA会長	切原小学校 PTA会長
平成26年度	臼田小学校長	臼田中学校 PTA会長	青沼小学校長	田口小学校長	田口小学校 PTA会長	臼田小学校 PTA会長
平成27年度	青沼小学校長	青沼小学校 PTA会長	田口小学校長	臼田中学校長	臼田小学校 PTA会長	臼田中学校 PTA会長
平成28年度	田口小学校長	切原小学校 PTA会長	臼田小学校長	切原小学校長	田口小学校 PTA会長	青沼小学校 PTA会長
平成29年度	切原小学校長	臼田小学校 PTA会長	青沼小学校長	臼田小学校長	臼田中学校 PTA会長	切原小学校 PTA会長
平成30年度	臼田小学校長	田口小学校 PTA会長	田口小学校長	臼田中学校長	青沼小学校 PTA会長	臼田小学校 PTA会長
令和元年度	青沼小学校長	臼田中学校 PTA会長	切原小学校長	田口小学校長	切原小学校 PTA会長	田口小学校 PTA会長
令和2年度	田口小学校長	青沼小学校 PTA代表者	臼田小学校長	青沼小学校長	臼田小学校 PTA代表者	臼田中学校 PTA代表者
令和3年度	切原小学校長	切原小学校 PTA代表者	青沼小学校長	臼田小学校長	青沼小学校 PTA代表者	田口小学校 PTA代表者
令和4年度	臼田小学校長	臼田小学校 PTA代表者	田口小学校長	切原小学校長	臼田中学校 PTA代表者	切原小学校 PTA代表者
令和5年度	臼田中学校長	臼田小学校 PTA代表者	臼田小学校長	臼田小学校長	臼田中学校 PTA代表者	—
令和6年度	臼田小学校長	臼田中学校 PTA代表者	臼田中学校長	臼田中学校長	臼田小学校 PTA代表者	—
令和7年度 (案)	臼田中学校長	臼田小学校 PTA代表者	臼田小学校長	臼田小学校長	臼田中学校 PTA代表者	—

令和 7 年 度

佐久市学校給食臼田センター給食会計予算書（案）

2

佐久市学校給食臼田センター

令和 7 年度 佐久市学校給食臼田センター給食会計予算

令和 7 年度 佐久市学校給食臼田センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

∞

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 62,277,000 円と定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

佐久市学校給食臼田センター

学校給食課長 小林 清彦

歳 入

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
					区 分	金 額	
1 給食費	1 給食費	59,358,440	58,270,280	1,088,160	1 小学校給食費	36,125,600	臼田小学校 594名×202日×300円＝35,996,400 円 教職員加算 40名×121日×20円＝96,800 円 教職員加算 40名×81日×10円＝32,400 円
					2 中学校給食費	22,211,260	臼田中学校 322名×202日×340円＝22,114,960 円 教職員加算 30名×119日×20円＝71,400 円 教職員加算 30名×83日×10円＝24,900 円
					3 給食センター給食費	1,021,580	臼田センター 14名×122日×360円＝614,880 円 14名×83日×350円＝406,700 円
					4 過年度給食費	0	前年度未収金 0 円
2 補助金	1 補助金	2,808,392	3,665,253	△ 856,861	1 補助金	2,808,392	米粉活用事業 佐久市 115,713 円 佐久浅間農協 57,856 円 物価高騰対策事業 臼田小学校 1,126,650 円 臼田中学校 589,840 円 米価高騰対策事業 臼田小学校 547,785 円 臼田中学校 370,548 円
3 繰越金	1 繰越金	48,162	71,053	△ 22,891	1 繰越金	48,162	前年度繰越金
4 雑収入	1 雑収入	62,006	20,414	41,592	1 雑収入	62,006	試食代、廃油代、預金利息等
歳入合計		62,277,000	62,027,000	250,000			

歳 出

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
					区 分	金 額	
1 事業費	1 調理費	60,994,431	61,766,430	△ 771,999	1 主食費	7,735,662	白田小学校 594 名 × 202 日 × 39 円 = 4,679,532 円 白田中学校 322 名 × 202 日 × 45 円 = 2,926,980 円 白田センター 14 名 × 205 日 × 45 円 = 129,150 円
					2 牛乳代	13,383,504	白田小学校 588 名 × 202 日 × 72 円 = 8,551,872 円 白田中学校 318 名 × 202 日 × 72 円 = 4,624,992 円 白田センター 14 名 × 205 日 × 72 円 = 206,640 円
					3 副食費	39,701,574	白田小学校 594 名 × 202 日 × 199 円 = 23,877,612 円 白田中学校 322 名 × 202 日 × 233 円 = 15,155,252 円 白田センター 14 名 × 205 日 × 233 円 = 668,710 円
					4 返還金	165,771	牛乳停止返還金 (白田小6名・白田中4名) 145,440 円 パン停止返還金 (白田小3名・白田中1名) 18,602 円 麺停止返還金 (白田小1名・白田中1名) 1,729 円
					5 手数料	7,920	給食費振込手数料 2 校 × 330 円 × 12 月 = 7,920 円
2 予備費	1 予備費	1,282,569	260,570	1,021,999	1 予備費	1,282,569	
歳出合計		62,277,000	62,027,000	250,000			

令和7年度 佐久市学校給食臼田センター給食年間計画表 (4月から9月まで)

4 月					5 月					6 月					7 月					8 月					9 月				
		臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校	
1	火				1	木	●	●		1	日				1	火	●	●		1	金				1	月	●	●	
2	水				2	金	●	●		2	月		●		2	水	●	●		2	土				2	火	●	●	
3	木				3	土				3	火	●	●		3	木	●	●		3	日				3	水	●	●	
4	金				4	日				4	水	●	●		4	金	●	●		4	月				4	木	●	●	
5	土				5	月				5	木	●	●		5	土				5	火				5	金	●	●	
6	日				6	火				6	金	●	●		6	日				6	水				6	土			
7	月	●	●		7	水	●	●		7	土				7	月	●	●		7	木				7	日			
8	火	●	●		8	木	●	●		8	日				8	火	●	●		8	金				8	月	●	●	
9	水	●	●		9	金	●	●		9	月	●	●		9	水	●	●		9	土				9	火	●	●	
10	木	●	●		10	土				10	火	●	●		10	木	●	●		10	日				10	水	●	●	
11	金	●	●		11	日				11	水	●	●		11	金	●	●		11	月				11	木	●	●	
12	土				12	月	●	●		12	木	●	●		12	土				12	火				12	金	●	●	
13	日				13	火	●	●		13	金	●	●		13	日				13	水				13	土			
14	月	●	●		14	水	●	●		14	土				14	月	●	●		14	木				14	日			
15	火	●	●		15	木	●	●		15	日				15	火	●	●		15	金				15	月			
16	水	●	●		16	金	●	●		16	月	●	●		16	水	●	●		16	土				16	火	●	●	
17	木	●	●		17	土				17	火	●	●		17	木	●	●		17	日				17	水	●	●	
18	金	●	●		18	日				18	水	●	●		18	金	●	●		18	月				18	木	●	●	
19	土				19	月	●	●		19	木	●	●		19	土				19	火				19	金	●	●	
20	日				20	火	●	●		20	金	●	●		20	日				20	水				20	土			
21	月	●	●		21	水	●	●		21	土				21	月				21	木				21	日			
22	火	●	●		22	木	●	●		22	日				22	火	●	●		22	金				22	月	●	●	
23	水	●	●		23	金	●	●		23	月	●			23	水	●	●		23	土				23	火			
24	木	●	●		24	土				24	火	●	●		24	木	●	●		24	日				24	水	●	●	
25	金	●	●		25	日				25	水	●	●		25	金	●	●		25	月	●	●		25	木	●		
26	土				26	月	●	●		26	木	●	●		26	土				26	火	●	●		26	金	●		
27	日				27	火	●	●		27	金	●	●		27	日				27	水	●	●		27	土			
28	月	●	●		28	水	●	●		28	土				28	月				28	木	●	●		28	日			
29	火				29	木	●	●		29	日				29	火				29	金	●	●		29	月	●	●	
30	水	●	●		30	金	●	●		30	月	●	●		30	水				30	土				30	火	●	●	
					31	土									31	木				31	日								
給食日数		17	17		給食日数		20	20		給食日数		20	20		給食日数		18	18		給食日数		5	5		給食日数		20	18	
センター稼働日数		17			センター稼働日数		20			センター稼働日数		21			センター稼働日数		18			センター稼働日数		5			センター稼働日数		20		
												1学期給食日数																	
												臼田小学校		75 日															
												臼田中学校		75 日															
												センター稼働日数				76 日													

令和7年度

佐久市学校給食臼田センター給食年間計画表

(10月から3月まで)

10 月					11 月					12 月					1 月					2 月					3 月				
		臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校				臼田 小学 校	臼田 中学 校	
1	水	●	●		1	土				1	月	●	●		1	木				1	日				1	日			
2	木	●	●		2	日				2	火	●	●		2	金				2	月	●	●		2	月	●	●	
3	金				3	月				3	水	●	●		3	土				3	火	●	●		3	火	●	●	
4	土				4	火	●	●		4	木	●	●		4	日				4	水	●	●		4	水	●	●	
5	日				5	水	●	●		5	金	●	●		5	月				5	木	●	●		5	木	●	●	
6	月	●	●		6	木	●	●		6	土				6	火				6	金	●	●		6	金	●	●	
7	火	●	●		7	金	●	●		7	日				7	水				7	土				7	土			
8	水	●	●		8	土				8	月	●	●		8	木	●	●		8	日				8	日			
9	木	●	●		9	日				9	火	●	●		9	金	●	●		9	月	●	●		9	月	●	●	
10	金	●	●		10	月	●	●		10	水	●	●		10	土				10	火	●	●		10	火	●	●	
11	土				11	火	●	●		11	木	●	●		11	日				11	水				11	水	●	●	
12	日				12	水	●	●		12	金	●	●		12	月				12	木	●	●		12	木	●	●	
13	月				13	木	●	●		13	土				13	火	●	●		13	金	●	●		13	金	●	●	
14	火	●	●		14	金	●	●		14	日				14	水	●	●		14	土				14	土			
15	水	●	●		15	土				15	月	●	●		15	木	●	●		15	日				15	日			
16	木	●	●		16	日				16	火	●	●		16	金	●	●		16	月	●	●		16	月		●	
17	金	●	●		17	月	●	●		17	水	●	●		17	土				17	火	●	●		17	火		●	
18	土				18	火	●	●		18	木	●	●		18	日				18	水	●	●		18	水			
19	日				19	水	●	●		19	金	●	●		19	月	●	●		19	木	●	●		19	木			
20	月	●	●		20	木	●	●		20	土				20	火	●	●		20	金	●	●		20	金			
21	火	●	●		21	金	●	●		21	日				21	水	●	●		21	土				21	土			
22	水	●	●		22	土				22	月	●	●		22	木	●	●		22	日				22	日			
23	木	●	●		23	日				23	火	●	●		23	金	●	●		23	月				23	月			
24	金	●	●		24	月				24	水	●	●		24	土				24	火	●	●		24	火			
25	土				25	火	●	●		25	木	●	●		25	日				25	水	●	●		25	水			
26	日				26	水	●	●		26	金				26	月	●	●		26	木	●	●		26	木			
27	月	●	●		27	木	●	●		27	土				27	火	●	●		27	金	●	●		27	金			
28	火	●	●		28	金	●	●		28	日				28	水	●	●		28	土				28	土			
29	水	●	●		29	土				29	月				29	木	●	●							29	日			
30	木	●	●		30	日				30	火				30	金	●	●							30	月			
31	金	●	●							31	水				31	土									31	火			
給食日数		21	21		給食日数		18	18		給食日数		19	19		給食日数		16	16		給食日数		18	18		給食日数		10	12	
センター稼働日数		21			センター稼働日数		18			センター稼働日数		19			センター稼働日数		16			センター稼働日数		18			センター稼働日数		12		
								2学期給食日数								3学期給食日数				年間給食日数									
								臼田小学校		83 日	臼田小学校					44 日	臼田小学校		202 日										
								臼田中学校		81 日	臼田中学校					46 日	臼田中学校		202 日										
								センター稼働日数		83 日						センター稼働日数		46 日		センター稼働日数		205 日							

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和7年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - （1）小学生 310円
 - （2）中学生 350円
 - （3）職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
ただし、令和7年4月から実施の「学校給食費米価高騰対策支援事業」は、児童・生徒を対象とした給食費の上乗せ補助であることから、当該負担分として、南部・北部・臼田・望月センターが給食提供する学校は、4月～10月の間は上記にそれぞれ10円を加算し、浅科センターが給食提供する学校は、4月～翌年1月の間は上記にそれぞれ10円を加算する。
 - （4）給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記（1）（2）に準じるものとする。
ただし、令和7年4月から実施の「学校給食費米価高騰対策支援事業」は、児童・生徒を対象とした給食費の上乗せ補助であることから、当該負担分として、南部・北部・臼田・望月センターが給食提供する学校は、4月～10月の間は上記にそれぞれ10円を加算し、浅科センターが給食提供する学校は、4月～翌年1月の間は上記にそれぞれ10円を加算する。
- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
ただし、前項（1）及び（2）の区分においては、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助する「学校給食費物価高騰対策事業」をもって、保護者負担の軽減を図る。1食単価（日額）の保護者実質負担額は以下のとおりとする。
 - （1）小学生 保護者実質負担額 300円
 - （2）中学生 保護者実質負担額 340円なお、前項（3）及び（4）の区分においては「学校給食費物価高騰対策事業」の対象外とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター事務担当職員（以下、「事務担当職員」という。）に提出するものとする。
給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。
行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。
その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
- 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できる

ものとする。

なお、3月分については変更ができないものとする。

- 8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
- 9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
- 11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。

また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 （令和7年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	72円	21円	64円	63円
中 学 校	72円	28円	70円	70円

令和7年度 佐久市学校給食臼田センター事業計画

1. 学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと
- ⑥ こと我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと

2. 献立方針

- (ア) 献立年間計画による献立の作成
- (イ) 旬の食材を取り入れる工夫
- (ウ) 地場産物の活用 学校給食応援団（五陵の里、佐久市有機農業研究協議会、フレッシュフードサービス）
- (エ) 希望献立を取り入れる
- (オ) アレルギー対応食の提供
「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」に基づき、実施を希望する保護者からのアレルギー対応食意向調査票及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出により、関係者による面談・申請手続きを行いアレルギー対応食の提供を行う。
- (カ) 行事食の提供
- (キ) 衛生に配慮した献立（施設・調理員が実施可能な献立）

3. 衛生管理・食に関する指導

- (ア) 定期的な食材検査の実施（細菌類）
- (イ) 毎日の残菜調査のとりまとめ
- (ウ) 学校訪問による児童・生徒の給食の様子
- (エ) 食育だより等による情報提供

月	月目標	献立作成のポイント	行事食	行事・旬の食品等	指導内容	希望献立
4	給食のきまりを守って 楽しく食べよう	・新入生が食べやすいように 調理の工夫をする ・春が感じられる献立内容にする	入学進級祝い お花見	春キャベツ 鱈 うど 花見団子	学校給食の目的 きまりの確認	
5	バランスの良い食事を しよう	・栄養基準量にそって、6群の 食品をバランスよく取り入れる	子どもの日	新たまねぎ 新じゃが アスパラ たけのこ かしわ餅	3色の食べものと その働き バランスのとれた 食事	
6	歯や骨を丈夫にしよう	・骨や歯を丈夫にし、あごの発達 を促す食品を取り入れる ・食中毒の防止上、食品の選択 と、調理の工夫をする	虫歯予防デー びんキラ食	梅 アスパラ メロン レタス 大豆 小魚 川魚	骨や歯によい食べもの (Ca) かむことの大切さ 梅雨時の衛生	
7	暑さに負けない食事を しよう	・暑さに向け、体力をつける料理 の工夫をする ・食欲をそそり、涼しさを感じさせ る工夫をする	七夕 土用の丑	トマト レタス きゅうり なす ピーマン すいか そうめん	夏の食事のポイント (ビタミンB1) 夏休みの過ごし方	小学6年
8	規則正しい食事を しよう	・消化吸収のよいものを取り入れ る ・食欲をそそる工夫をする		かぼちゃ なす ピーマン トマト とうもろこし 梨	給食のきまりの再確認 1日3食の役割 (朝食の大切さ)	
9	↓	↓	お月見	さんま さば 梨 ブルーベリー 枝豆 月見団子	夏バテ回復の食事 休養と食事	小学5年
10	好き嫌いしないで食 べよう	・秋を感じさせる工夫をする ・偏食矯正のための工夫をする ・質、量ともに充実した食事の 工夫をする	地場産献立 びんキラ食	さんま さば 柿 里芋 りんご さつまいも 栗 信州サーモン	偏食について 魚の栄養、食べ方、 箸の使い方 食事と運動	小学4年
11	感謝して食べよう	・秋を感じさせる工夫をする ・感謝の気持ちを育てる食事の 工夫をする	勤労感謝の日 収穫祝い	ごぼう 長ねぎ 白菜 大根 ブロッコリー ほうれん草 さけ いわし 栗ごはん	生産と感謝	中学3年
12	寒さに負けない食事を しよう	・かぜを予防する食事の工夫を する ・身体を温める食事の工夫を する	冬至 びんキラ食	ごぼう 大根 ブロッコリー 白菜 かぼちゃ こんにゃく	寒さに負けない体を作 る食べもの 冬野菜の効用 牛乳の栄養	中学3年
1	郷土の食べものを 知ろう	・地元の食べものや、郷土食を 取り入れる ・消化吸収のよいものを取り入れ る ・体を温める食事の工夫をする	七草 鏡開き 大寒	もち わかさぎ お雑煮 凍み豆腐	給食の歴史 郷土の食事と文化	中学3年
2	食事のマナーを身に つけよう	・行事食を取り入れる ・行事食についての理解を深め られるような献立にする	節分 びんキラ食	福豆 いわし いちご 凍み豆腐	食事のマナー 行事食の意味と伝承	
3	食生活の反省をしよう	・楽しい思い出に残るような食事 を工夫する ・春らしく彩り等配慮する	ひなまつり 卒業祝い 佐久の日献立	鱈 あさり いちご ちらし寿司	一年間のまとめ 望ましい食習慣	

令和 7 年度 佐久市学校給食臼田センター 食に関する指導の全体計画（小学校） ①

【学校給食法】学校給食の目的

→「食育の推進」

【食育基本法】

→「国の食育推進基本計画」

『第2次佐久市健康づくり21計画』

【基本理念】

食を大切にする心を育む

～元気よぶ笑顔あふれるわが家の食卓～

- (1) 生涯にわたる食育
 - ・食育に関心がある 75.4%（目標 85%）
- (2) 健康長寿を現実化する食育
 - ・食塩摂取量の減少 13.1 g（目標 9 g）
 - ・野菜摂取量の増加 286 g（目標 350 g）
- (3) 佐久地域の食の理解と継承

【児童の実態】

- ・朝ごはんを毎日食べる児童（91.4%）
- ・朝ごはんをひとり又は子どもだけで食べる児童（26.9%）
- ・バランスのよい朝ごはんを食べる児童（54.3%）
- ・郷土料理を知っている児童（30.1%）
- ・地域の食材を知っている児童（44.1%）

食に関する指導の目標

【知識・技能】

- ・食事の重要性やバランス、食文化等について理解し、健康で健全な食生活に関する知識を身に付けている。

【思考力・判断力・表現力】

- ・食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき考え、自ら管理したり判断できる。

【学びに向かう力・人間性等】

- ・主体的に、自他の健康な食生活を実現したり、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間形成能力を身に付けている。

食育の視点

- ◇食事の重要性
- ◇心身の健康
- ◇食品を選択する能力
- ◇感謝の心
- ◇社会性
- ◇食文化

各学年の食に関する指導の目標

幼稚園 保育所	各学年の食に関する指導の目標			中学校
	1、2年	3、4年	5、6年	
幼稚園・保育所と連携をはかる	・食べ物に興味関心を持ち、食品の名前がわかるようにする。 ・みんなと楽しく食べることができるようにする。	・食べ物は、働きによって3つのグループに分けられることがわかるようになる。 ・好き嫌いをなく食べることができるようにする。	・日常の食事に関心を持ち、バランスの取れた食事の大切さがわかるようにする。 ・食事を通して、豊かな心と好ましい人間性を育てるようにする。	中学校と連携をはかる

食育推進組織

- ・運営委員会 年3回（校長、各校PTA、学校医、薬剤師、栄養教諭、学校給食課）
- ・献立委員会 年2回（校長、給食主任、各校PTA、栄養教諭、学校給食課）
- ・担当者会 年1回（給食主任、事務職員、栄養教諭、学校給食課）

食に関する指導

- ・教科等における食に関する指導：関連する教科等において食に関する指導の視点を位置付けて指導（生活、社会、理科、家庭科、保健体育、総合的な学習の時間等）
- ・給食の時間における食に関する指導：食に関する指導…献立を通して学習、教科等で学習したことを確認
給食指導…準備から片づけまでの一連の指導の中で習得
- ・個別的な相談指導：肥満・やせ傾向、食物アレルギー・疾患、スポーツ等

地場産物の活用

物資選定委員会：年1回、構成委員（運営委員会を兼ねる）

学校給食応援団（地場産物納入業者）との連絡会：年2回、活動内容（年間生産調整及び流通の確認等）

地場産物等の周知：校内放送や食育だより、掲示物を活用した給食時の指導の充実

家庭・地域との連携

積極的な情報発信、地域ネットワークの活用、食育だより、学校給食試食会、学校給食応援団

食育推進の評価

活動指標：各クラス訪問 各クラス年1回以上、びんキラ食に関する指導 各校小学校5年生対象

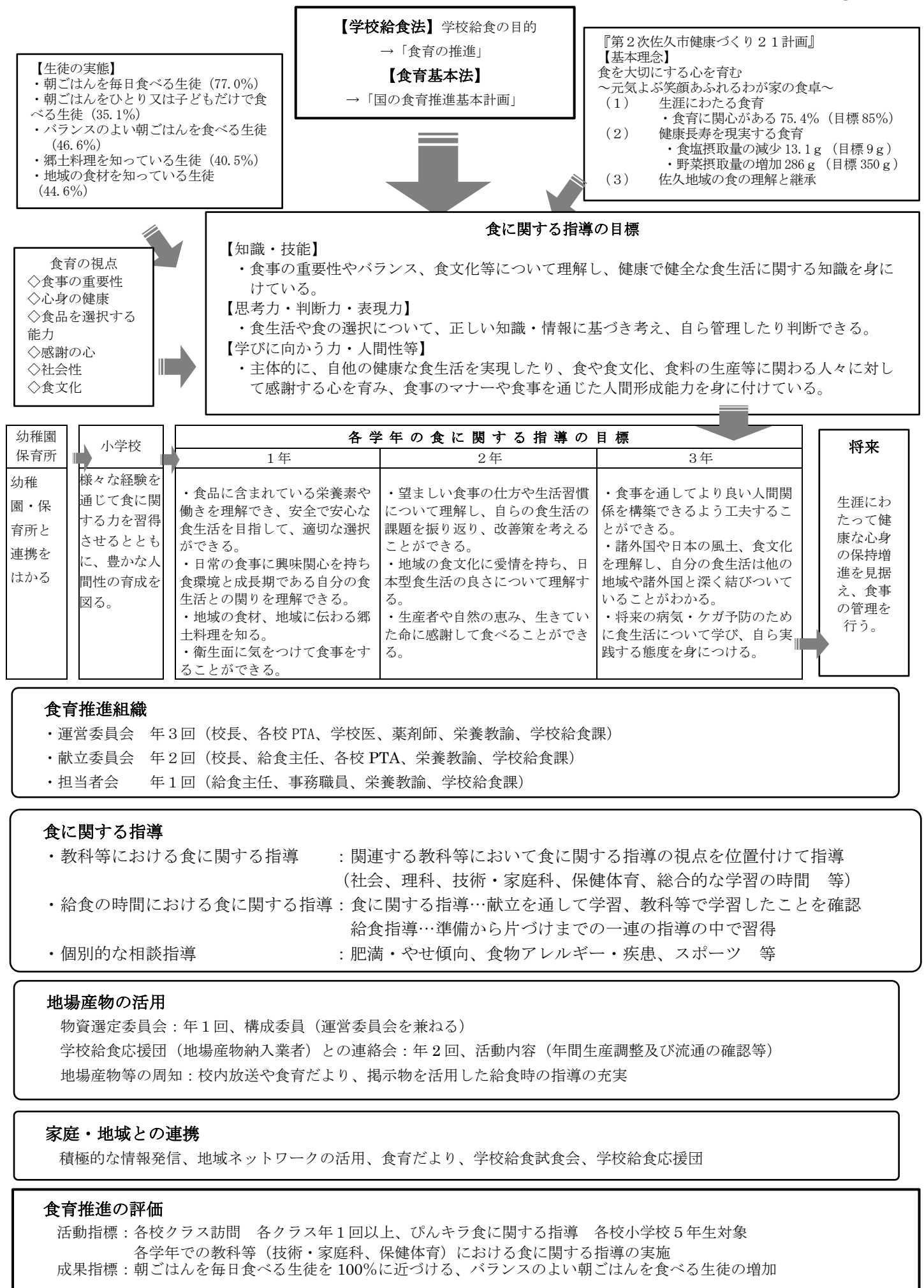
各学年での教科等（家庭科、保健体育）における食に関する指導の実施

成果指標：朝ごはんを毎日食べる児童を100%に近づける、バランスのよい朝ごはんを食べる児童の増加

●食に関する指導の全体計画②(小学校)

教科等		4月	5月	6月	7月	8月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事等		入学式	運動会		5年キャンプ	保護者懇談会・6年修学旅行	音楽会		スケート教室	スキー教室		6年生を送る会・卒業式
推進体制	進行管理											
	計画策定	計画策定							評価実施	評価結果の分析	計画案策定	
教科・道徳等	社会				3年：わたしたちのまわりの人たちの仕事	4年：水はどこから、地域の田を開いた人、県の広がり暮らし	5年：私たちの暮らしと食料生産・工業生産、私たちの国土			6年：我が国の歩み、世界の中の日本		
	理科				3年：草花の育ち方	4年：人の体のつくりと運動、生き物の暮らし	5年：種子の発芽と養分、花の作りと実		5年：種子の発芽と養分、花の作りと実	6年：魚や人の食べもののゆけえ、生き物の食べ物		
	生活		1年：さつまいものをつくろう	2年：サツマイモ・大豆・ミニトマトをつくろう								
	家庭							5年：始めてみようクッキング、元気な毎日と食べ物		6年：朝食のおかずをつくろ、1食分の食事を計画しよう		
	体育			3年：1日の生活の仕方		4年：育ちゆく体と私		5年：心と体は関係しているかな		6年：病気の予防と正しい食生活		
	他教科											
	道徳	感謝 みんなでやろう	自然愛 家族に対する愛情	食事のマナー・食べ方を考えよう 3年：友と協力する大切さを考えよう	4年：生き方を学ぶ ふるさとの食べ物自然の恵みと食	5年：自分の1日は自分でつくる 生きているんだね自然とともに		6年：自然の大切さと自然環境の大切さ	6年：かけがえのない命			
	総合的な学習の時間					3年：大根・じゃがいもづくり、収穫、収穫祭	4年・5年：学級園での作物づくり収穫祭		足物を育てよう			
特別活動	学級活動											
	児童会活動						給食週間			児童会選挙		準備児童会
	学校行事	入学式・1年生を迎える会・登壇測定	運動会・防犯訓練・家庭訪問	プール開き	5年登山キャンプ	保護者懇談会・避難訓練・6年修学旅行	音楽会・給食週間・人権教育週間	マラソン大会・読者旬間・避難訓練	スケート教室	スキー教室		卒業式
	給食の時間	給食指導	給食の決まりを守って楽しく食べよう 骨や歯を丈夫にしよう				暑さに負けない食事をするよう 栄養面の指導				郷土食や行事食を知ろう 寒さに負けない食事について考えよう	
食に関する指導		衛生面、マナー面の指導 カルシウムの働きと摂取についての指導								郷土食・行事食の伝承について考えさせる 偏食とバランスのとれた食事の指導		
学校給食の関連事項	月目標	給食の決まりを守って楽しく食べよう	バランスの良い食事をするよう	歯や骨を丈夫にしよう	暑さに負けない食事をするよう	規則正しい食事をするよう	好き嫌いしないで食べよう	感謝して食べよう	寒さに負けない食事をするよう	郷土の食べ物を知らう	食事のマナーを身につけよう	食生活の反省をするよう
	食文化の伝承	お花見献立	こどもの日献立		七夕献立	お月見献立		和食の日献立	冬至献立	鏡開き献立	節分献立	ひな祭り献立
	行事食	入学・進級お祝い献立		虫歯予防献立					クリスマス献立 お年より献立			卒業お祝い献立
	その他			びんキラ食	希望献立(小6年)	9月希望献立(小5年)	びんキラ食・希望献立(小4年)		クリスマス献立 びんキラ食 中学3年希望献立①	中学3年希望献立②	びんキラ食 中学3年希望献立③	佐久の日
	旬の食材	春キャベツ、鰯、花見団子、産フルーツ	新玉ねぎ、新じゃが、アスパラ、たけのこ、かしわ餅	梅、アスパラ、メロン、レタス、大豆、小魚、川魚	トマト、レタス、きゅうり、なす、ピーマン、スイカ、そうめん	かぼちゃ、ナス、ピーマン、トマト、とうもろこし、梨、ブルーン、月見団子	さんま、さば、柿、里芋、りんご、さつまいも、栗、信州サーモン	ごぼう、長ねぎ、白菜、大根、ブロッコリー、ほうれん草、さけ、いわし、栗ご飯	ごぼう、大根、ブロッコリー、白菜、かぼちゃ、こんにゃく	もち、わかさぎ、お雑煮、凍み豆腐	福豆、いわし、いちご、凍み豆腐	鰯、あさり、いちご、ちらし寿司
地場産物			きゅうり、レタス	玉ねぎ、きゅうり、キャベツ、ズッキーニ、大豆、かぼちゃ、トマト、ブルーン	じゃがいも、玉ねぎ、きゅうり、チンゲン菜、キャベツ、ズッキーニ、かぼちゃ、トマト、ブルーン	長ねぎ、きゅうり、チンゲン菜、キャベツ、ピーマン、ズッキーニ、りんご	長ねぎ、白菜、キャベツ、大根、りんご、さつまいも					
個別的な相談指導						小学校入学予定者アレルギー調査		食物アレルギー対象者抽出・継続調査	食物アレルギー対応事業説明会	食物アレルギー個別面談	食物アレルギー個別資料作成・送付	
家庭・地域との連携		食育だよりの発行										
		肥満傾向の児童、偏食の児童、食物アレルギーのある児童等については、保護者と連携しながら個別に進めていく。										

令和 7 年度 佐久市学校給食臼田センター 食に関する指導の全体計画（中学校） ①



●食に関する指導の全体計画②(中学校)

教科等		4月	5月	6月	7月	8月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事等		入学式。修学旅行	宿泊学習・職場体験	中体連東信大会	登山、保護者懇談会	銀河祭	中体連新人戦	中体連新人戦	保護者懇談会		受験	受験、卒業式
推進体制	進行管理											
	計画策定	計画策定							評価実施	評価結果の分析	計画案策定	
教科・道徳 総合的な学習の時間	社会	1学年 身近な地域	1学年 調査学習 長野県	2学年 世界と日本の産業・自然				3学年 家族と社会	3学年 私たちの暮らしと経済	3学年 国際社会と地域市民 2学年 気づいて築く我がふるさと		
		1学年 植物の世界		3学年 自然と人間	2学年 動物のからだのつくりとはたらき	3学年 生命のつながり		3学年 自然のなかの生物				
	技術・家庭			2学年 幼児のためのおやつ作り	1学年 献立づくり		3学年 簡単な調理(お弁当作り、郷土料理)		1学年 食生活について考える			
		保健体育		3学年 食生活と健康	体の発育・発達		2学年 生活習慣病とその予防		3学年 健康な生活と病気の予防	3学年 生活習慣病とその予防		
	他教科			1学年国語 ダイコンは大きな根？			1学年国語 おとなになれなかった弟たちに 2学年国語 盆土産			1～3学年英語 クリスマスの諸外国の様子（食生活ふくむ）		
		道徳	1学年 なおしもん、日本のお米 3学年 根本を究めて、「お茶博士」									
	総合的な学習の時間	1学年 協力して調理をしよう(宿泊学習)、2学年 「働く」(職場体験学習を通して)、3学年 進路学習とわ町佐久市（佐久市を様々な角度から分析）										
	特別活動	学級活動	給食のきまり		骨や歯を丈夫にしよう	食と体作りについて考えよう(血液検査から)						
生徒会活動			生活オリエンテーション	準備片付け徹底旬間	朝ごはん調べ	案パテを防ごう！残食ゼロ旬間			かぜに負けるな！残食ゼロ旬間			残食ゼロ・ランチシート・準備片付け総チェック旬間
学校行事		健康診断		食育月間			試食会	学校保健委員会				佐久の日にまつわる地域食材を知る
		給食の時間	給食指導	給食時間の過ごし方 暑さに負けない体を作るために 準備、片付け、手洗い、身支度徹底 必要な食事ができている			偏食をなくそう。食事と運動について理解しよう。 寒さに負けない食事をしよう				感謝して食べよう・郷土食を知ろう 一年間の給食のまとめをする。望ましい食習慣の実践ができたか	
食に関する指導	給食の決まりの確認 学校給食の意義 基本的なマナーについて確認		雨期の衛生に気をつけて食事ができる 夏休みの望ましい食事のとり方を理解 生活リズムの見直しをし、食事との関係について理解する			偏食の害について知る・ 食事と運動、休養の関係を知る。 風邪を予防する食事について知る。			感謝して食べよう ノロウイルス等の感染症について		給食の歴史とねらいを知る。1年間の食生活のまとめをする。 郷土に伝わる食べ物を知り、伝承の心を養う(行事食、郷土食) 食事を作る人への感謝の気持ちを持つ。 衛生的かつ楽しい食事ができたか。	
学校給食の関連事項	月目標	給食の決まりを守って楽しく食べよう	バランスの良い食事をしよう	歯や骨を丈夫にしよう	暑さに負けない食事をしよう	規則正しい食事をしよう	好き嫌いをしないで食べよう	感謝して食べよう	寒さに負けない食事をしよう	郷土の食べ物を知ろう	食事のマナーを身につけよう	食生活の反省をしよう
	食文化の伝承	お花見献立	バランスの良い食事をしよう	七夕献立・土用の丑の日献立	七夕献立・土用の丑の日献立	お月見献立		和食の日献立	冬至献立	鏡開き献立	節分献立	ひな祭り献立
	行事食	入学・進級お祝い献立	こどもの日献立	虫歯予防献立					クリスマス献立 お年より献立			卒業お祝い献立
	その他			びんキラ食	希望献立(小6年)	9月希望献立(小5年)	びんキラ食・希望献立(小4年)		クリスマス献立 お年より献立 びんキラ食 中学3年希望献立①	中学3年希望献立②	びんキラ食 中学3年希望献立③	佐久の日
	旬の食材	春キャベツ、うど、鰯、花見団子、でこぼん		梅、アスパラ、メロン、レタス、大豆、小魚、川魚	トマト、レタス、きゅうり、なす、ピーマン、スイカ、そうめん	かぼちゃ、ナス、ピーマン、トマト、とうもろこし、梨、ブルーベリー、月見団子	さんま、さば、柿、里芋、りんご、さつまいも、栗、信州サーモン	ごぼう、長ねぎ、白菜、大根、ブロッコリー、ほうれん草、さけ、いわし、栗ご飯	ごぼう、大根、ブロッコリー、白菜、かぼちゃ、こんにゃく	もち、わかさぎ、お雑煮、凍み豆腐	福豆、いわし、いちご、凍み豆腐	鰯、あさり、いちご、ちらし寿司
	地場産物		新玉ねぎ、新じゃが、アスパラ、たけのこ、かしわ餅	きゅうり、レタス	きゅうり、レタス	きゅうり、レタス	きゅうり、レタス	きゅうり、レタス	きゅうり、レタス	きゅうり、レタス		
個別的な相談指導						中学校入学予定者アレルギー調査		食物アレルギー対象者抽出・継続調査	食物アレルギー対応事業説明会	食物アレルギー個別面談		食物アレルギー個別資料作成・送付
家庭・地域との連携		食育だよりの発行										

改正

平成25年9月26日教委告示第17号

平成25年11月25日教委告示第19号

平成26年12月24日教委告示第23号

平成29年3月23日教委告示第12号

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、アレルギー対応食とは、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食品を除去した除去食又は当該食品の代わりとなる食品を使用した代替食をいう。

(実施施設)

第3条 事業は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）に規定する学校給食センターにおいて実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、食物アレルギーを有する児童又は生徒で学校給食の献立によっては食べられない食品があるものとする。

(調査の実施)

第5条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギーを有する児童又は生徒を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(事業内容説明等)

第6条 教育委員会は、前条の調査結果に基づき、アレルギー対応食を希望する保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明を受けたうえで、事業の実施を希望する保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票（様式第1号）及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の調査票及び指示書を受理したときは、保護者、学校関係者及び教育委員会の三者による面談を実施するものとする。

(実施の申請)

第7条 前条第3項の面談を受けた保護者は、事業の実施を申請しようとするときは、佐久市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(実施の決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査し、事業の実施について決定したときは、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(アレルギー対応食の提供等)

第9条 教育委員会は、前条の規定による通知をした保護者（以下「実施決定保護者」という。）に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の前月20日までに実施月1か月分の実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項の実施予定献立表の送付を受けた実施決定保護者は、その内容を確認し、事業の実施を承諾したときは、実施月の前月25日までに佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の承諾書の提出があったときは、アレルギー対応食を提供するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食品等の理由からアレルギー対応食を提供できない日がある場合については、実施決定保護者に対し、弁当（学校給食の献立の全部又は一部の代わりとしての食事をいう。）の持参日を指定できるものとする。

(アレルギー対応食の変更又は中止)

第10条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する実施決定保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食変更(中止)願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、第3条第2号から第4号までの施設においてなされたアレルギー対応食の提供に係る決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年9月26日教委告示第17号)

この要綱中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月25日教委告示第19号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日教委告示第23号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日教委告示第12号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

学校給食における食物アレルギー対応の基本（概要）

佐久市学校給食課

1 学校給食アレルギー対応食提供事業の目的

佐久市では、平成 25 年から学校給食アレルギー対応食提供事業を実施しています。
この事業は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対しても等しく学校給食を提供し、
学校生活での本人や保護者の不安、負担の解消に資することを目的としています。

－佐久市学校給食アレルギー対応食供給事業実施要綱(平成 25 年 9 月 26 日教委告示第 17 号)－

2 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

1) 基本方針

- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ◎ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

－「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成 27 年 3 月文部科学省－

2) 基本的実施基準

- ◎ 専門的な医師の診断・検査により「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があること。
- ◎ 基本的に 1 年に 1 回は受診し、評価を受けていること。
- ◎ 定期的に受診し、検査を行っていること。
- ◎ 家庭で当該原因食品の除去を行っていること。
- ◎ 対応食品については「完全除去」か「解除」のみとすること。
 - ・「完全除去」とは、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、原因食物を完全に除くこと。
 - ・「解除」とは、原因食物の除去をやめること。

－「学校における食物アレルギー対応の手引き」平成 27 年 2 月 長野県教育委員会－

3 安全性の確保を目的とした学校給食の考え方

【弁当対応の考慮対象】

以下の(1)(2)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

(1) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要

イ) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本製品工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

ウ) 多品目の食物除去が必要

エ) 食器や調理器具の共用ができない

オ) 油の共用ができない

カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

(2) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※ア)～カ)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

【調味料・だし・添加物】

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食において、基本的に除去する必要はありません。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

－「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省－

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

【小麦の例】

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

○:センター作成書類 ●:学校作成書類

	継続者(小1～5年 中学1～2年)	小学校新1年生(来入児)	中学校新1年生(現小学6年生)
4月～8月	対応食開始 転入生アレルギー調査(随時)		
9月	毎月 ・対応食献立表作成 ・対応食確認表送付(20日頃) ・家庭より承諾書戻り ・対応食内容最終確認(25日頃) ・対応食決定内容学校へ送付	①食物アレルギー実態調査(9月) 対象:全小学新1年生 場所:各小学校 (第1回来入児説明会にて) 「食物アレルギー調査について」 調査表配布回収	①食物アレルギー実態調査(9月) 対象:全中学新1年生(6年生) 在籍している小学校において 「食物アレルギー調査について」調査表 配布回収
10月	保護者配布書類準備(10月) センター準備書類 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について(継続受診用)様式2」 ●医療機関へ提出する書類一式(学校⇒保護者⇒医療機関) (1)アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書(様式3) (2)「診療情報提供書別紙様式14の3」(保険診療での様式「学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)」) (3)学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)(情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの)※必要な場合に限り(学校に記録がある場合に限り) (4)アレルギー-管理表(過去の記録等)など(学校に記録がある場合に限り) (5)学校におけるアレルギー-対応情報提供書(様式4)(過去に医療機関から別紙様式14の3(学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用))が発行された者のみ)	保護者配布書類準備(10月) センター準備書類 ○入学予定食物アレルギー対応食提供事業希望者保護者説明会 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について(初診用)様式1」 ●医療機関へ提出する書類一式(学校⇒保護者⇒医療機関) (1)アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書(様式3) (2)「診療情報提供書別紙様式14の3」(保険診療での様式「学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)」) (3)学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)(情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの) (4)アレルギー-管理表(過去の記録等)など(学校に記録がある場合に限り)	保護者配布書類準備(10月) センター準備書類 ○入学予定食物アレルギー対応食提供事業希望者保護者説明会 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について(初診用)様式1」 ●医療機関へ提出する書類一式(学校⇒保護者⇒医療機関) (1)アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書(様式3) (2)「診療情報提供書別紙様式14の3」(保険診療での様式「学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)」) (3)学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)(情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの) (4)アレルギー-管理表(過去の記録等)など(学校に記録がある場合に限り)
11月	①医療機関受診(10月中旬～11月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。また写しを12月下旬までにセンターへ送付する。	②佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業説明会開催(11月上旬) 対象:アレルギー対応食希望者 場所:白田給食センター ③医療機関受診(11月～12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。また写しを12月下旬までにセンターへ送付する。	②佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業説明会開催(11月上旬) 対象:アレルギー対応食希望者 場所:白田給食センター ③医療機関受診(11月～12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。また写しを12月下旬までにセンターへ送付する。
12月			
1月	②三者面談実施(1月下旬～2月中旬) ※変更がある場合のみ実施 参加者:保護者 学校長 養護教諭 給食主任等 事務担当者 栄養職員 アレルギー担当栄養士 場所:各小中学校(在籍校) ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が提出	④三者面談実施(1月下旬～2月中旬) 参加者:保護者 学校長 養護教諭 来入児係 給食主任等 事務担当者 栄養職員 アレルギー担当栄養士 場所:入学予定小学校 ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が提出	④三者面談実施(1月下旬～2月中旬) 参加者:保護者 学校長 養護教諭 給食主任等 事務担当者 栄養職員 アレルギー担当栄養士 場所:入学予定中学校 ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が提出
2月			
3月	③審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付	⑤審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付	⑤審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付

令和7年度 食物アレルギー対応食の提供について(学校用)

佐久市学校給食白田センター

「アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る診療情報提供依頼に関する様式について4教保第405号(令和4年12月7日)」通知が県教育委員会より届いておりますのでそれに沿った対応をお願いします。

1 対応食について

一般献立を基本とし、食物アレルギーの起因となる食材を除去した除去食、または代替食を提供します。

2 食物アレルギー対応食決定までの流れ

(1) 実態把握(9月)

食物アレルギー調査票配布・回収・集計一覧表送付(配布及び回収は電子申請)

- ・小学校新1年生 食物アレルギー調査表配布(全員)・回収(9月)
- ・中学校新1年生 食物アレルギー調査票配布(全員)・回収(9月)
- ・継続児童、生徒 名簿作成(10月)

書類準備

●医療機関へ提出する書類一式(学校準備)(R7年度 アレルギー対応食提供事業対応の流れ参照)

(アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について(初診用)様式1又は(継続受診用)様式2に記載)

学校はアナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る診療情報提供依頼に関する様式について(通知)の手順を参考に文書を作成する。

○センター配布書類(センター準備)

- ・小学校新1年生は佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業説明会にて書類配布
- ・中学校新1年生、継続児童、生徒は書類をセンターから学校経由で配布

(2) 医療機関受診(11月~12月下旬)

保護者は医療機関へ提出する書類一式を持参し医療機関受診(継続者は11月下旬までに受診)

(3) 書類の提出(12月下旬)

保護者から提出された●「診療情報提供依頼書」別紙様式14の3を学校が学校医へ持参し学校医の許可を得て写しを取り、センターへも写しを一部送付する。

○佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票(様式第1号) ※電子申請

○三者面談日程希望表

(4) 三者面談実施(各学校にて)(1月下旬~2月中旬)

- ・小学校新1年生 各入学予定校にて
- ・中学校新1年生 各入学予定校にて
- ・継続児童、生徒 在籍校にて(対応内容に変更がある場合のみ実施)

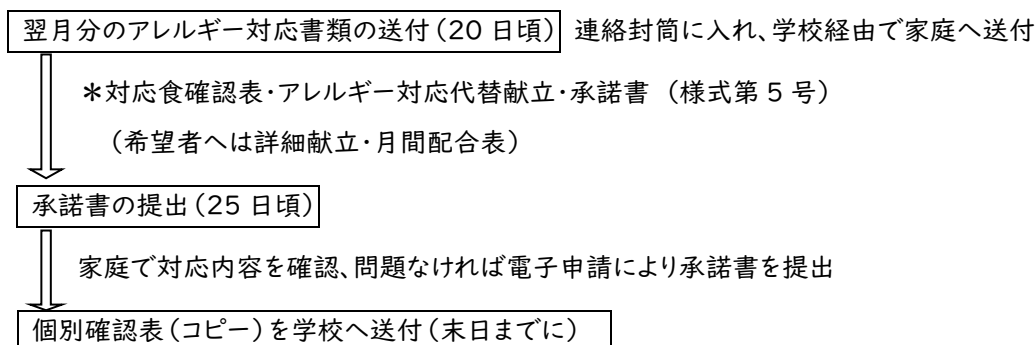
面談後、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書(様式第3号)の提出 ※電子申請
食物アレルギー対応委員会開催 個別取組プラン検討、決定、全職員に周知

(5) 審査・決定

対応の可否を審査後、保護者へ佐久市食物アレルギー対応食提供事業実施決定書を送付

3 学校・家庭との連絡について

1) 毎月の流れ



2) 対応食学校への提供の流れ

- ・学校ごと、その日の対応食と送り状をアレルギー食缶へ詰め、コンテナの所定の位置に入れ、配送します。(送り状は学校保管になります。)



《アレルギー食缶の中身》

- ・アルミバック(ネームプレート付)
- ・送り状

4月9日(火) 送り状(アレルギー対応食)		○:対応食あり △:家庭から持参										
〇〇小学校		1年1組	1年1組	2年2組	2年2組	5年1組						
献立	南部センター	△ △ △ △	□ □ □	■ ■ ■ ■	○ ○ ○ ○							
コッペパン	○			△								
焼きフランク	○			○								
しょうゆフレンチサラダ2												
白菜と厚揚げのスープ												
くだもの(清見オレンジ)1/4	○				○							
*連絡事項など												

対応食のある献立には○がついています。
家庭から持参するものがある献立には△がついています。
(センターからの対応食はなしです。)
対応食と照らし合わせ、全員分そろっているか確認をお願いします。

個別のアルミバックの中に、対応食と一緒にアレルギー対応食連絡表(A5 ピンク用紙)を入れてあります。必ず学級担任等の職員が確認し、確認欄へチェック、サインをして戻してください。連絡事項等がある場合は、連絡欄へ記入してください。

アレルギー対応食連絡表記入例

アレルギー対応食連絡表		令和6年4月9日(火)		
〇〇小学校		1年1組		
南部センターさん				
対応食が そろっているか 確認しチェックを お願いします。	学校 確認	献立名	対応内容	
	✓	コッペパン	パン停止→ごはん代替	○
	✓	焼きフランク	トマトビュール除去→除去のみ対応	○
		しょうゆフレンチサラダ2		
		白菜と厚揚げのスープ		
	✓	くだもの(清見レモン) 1/4	清見オレンジ除去→ぶどうゼリー代替	○
連絡欄は残食等 で気付いたことが ありましたら書いて ください。	連絡欄(気づいたことがありましたらお知らせください)		担任印	
	例) 食べきれずに残しました。			

担任の先生は
確認しサイン
してください。
(サイン漏れの
ないように
お願いします。)

・対応食の食べ残しは、クラスの食缶ではなく、対応食容器に入れて戻してください。

その際、容器のフタはきちんと閉めてください。

・返却時はアルミバックをアレルギー食缶に入れ、コンテナの所定の位置へ入れてください。

・対応食の配膳手順、おかわり等については学校のマニュアルに従い、安全に行ってください。

誤食を防ぐために食器へ移さずに食べて頂くことを推奨します。

4 その他

- 1) 対応内容に変更がある場合、学校へ申し出センターへも連絡をお願いします。医療機関へ提出する書類一式(学校準備)、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更(中止)願(センター準備)の提出が必要となります。
- 2) 対応を中止する場合、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更(中止)願の提出が必要となります。
- 3) 転入生は、アレルギーの有無にかかわらず随時「食物アレルギー調査について(お願い)」(別紙)を提出してください。アレルギー対応食の希望がある場合には三者面談を行い、対応の準備を進めます。
- 4) 牛乳・主食(パン・ソフト麺・ごはん)を停止した場合は返金となります。
※代替食提供時は返金なし。

令和 7 年（2025 年）5 月 12 日

学校長 様

長野県教育委員会事務局
保 健 厚 生 課 長

令和 7 年度児童生徒の食に関する実態調査の実施について（依頼）

標記調査は、児童生徒の食生活等に関する実態を継続的に把握するとともに、学校における食に関する指導の充実を図ること等を目的に、長野県教育委員会と長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会が共同で 3 年度毎に実施しています。

令和 7 年度はこの調査の実施年度にあたることから、下記により実施しますので、お忙しいところ恐縮ですが御協力いただきますようお願いいたします。

なお、調査結果は県のホームページで公表するほか、長野県食育推進計画等の進捗管理、評価等の資料として活用するとともに、学校における食育推進の基礎資料として活用していただけるよう市町村あてに報告いたしますので、御承知おき願います。

記

1 調査の内容及び実施方法

別添「令和 7 年度長野県児童生徒の食に関する実態調査実施要領」による

2 調査対象者

県内の完全給食を実施している公立の小学校 5 年生及び中学校 2 年生（義務教育学校 5 年生及び 8 年生を含む）

3 調査実施日

令和 7 年 6 月 18 日（水）から 7 月 11 日（金）のうち 1 日（休日の翌日（月）を除く）

※ 実施不可日：6 月 23 日（月）・6 月 30 日（月）・7 月 7 日（月）

4 調査方法の概要

（1）Google フォームにより 1 人 1 回のみ回答をする。

■ 小学 5 年生用

URL : <https://forms.gle/2dFxBswDNSMbiAFa9>

■ 中学 2 年生用

URL : <https://forms.gle/RxVFopcqkWEGPnJUA>

（2）学校は、別添「入力上の留意点」を参照し、児童生徒に調査の趣旨を説明する。

（3）児童生徒はタブレット端末で、Google フォームにおいて回答する。

- (4) 学校は、調査終了後、下記 URL または二次元コードから県教委へ終了報告をする。県教委は、この報告が7月11日（金）までに確認できない場合は、当該校へ調査実施状況について照会する。

■（学校担当者回答）終了報告

URL : <https://forms.gle/C8dFv1AtaBwoRM2o6>

二次元コード



5 その他

- (1) 調査にかかる時間は15～20分程度です。児童生徒が、自分の生活を振り返るための時間として御活用ください。
- (2) Google フォームで実施できない場合は、別添の調査票（PDF）を御使用ください。その場合は、下記担当にメールで御一報いただいた上で、7月11日（金）までに、様式1（回答用紙提出用）を添付の上、保健厚生課へ送付してください。
- (3) 部会は、学校別の調査結果を各学校に報告します。

6 添付書類

- ・令和7年度長野県児童生徒の食に関する実態調査実施要領
- ・調査票（小学校5年生用）
- ・調査票（中学校2年生用）
- ・入力上の留意点
- ・R7市町村学校コード一覧表
- ・様式1（回答用紙提出用） ※紙ベースで提出する場合

（問合せ先）

担当 総務・学校給食係 和田
電話 026-235-7470（直通）
FAX 026-234-5169
E-mail hokeko@pref.nagano.lg.jp

令和7年度長野県児童生徒の食に関する実態調査実施要領

1 目 的

児童生徒の食生活等に関する実態を継続的に把握し、学校における食育推進のための基礎資料とするとともに、食育推進計画等の目標・指標の進捗管理、評価のための資料とする。

また、児童生徒の食生活等の課題を明らかにすることにより、学校における食に関する指導の充実を図る。

2 実施主体

長野県教育委員会（以下、「県教委」という。）

長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会（以下、「部会」という。）

3 調査協力

松本大学 データ解析

4 調査対象者

完全給食を実施している県内公立小学校5年生及び中学校2年生

（義務教育学校5年生及び8年生を含む）の悉皆調査

5 調査実施日

令和7年6月18日（水）から7月11日（金）のうち1日（休日の翌日（月）を除く）

※ 実施不可日：6月23日（月）・6月30日（月）・7月7日（月）

6 調査内容

児童生徒の食生活及び学校給食に係る事項（別添調査票のとおり）

（アンケートフォームを活用した無記名による調査）

7 調査方法

(1) 本調査は、Google フォームを活用した無記名によるアンケート調査とする。

(2) 1人1回のみの回答とする。

(3) 県教委は、調査フォーム URL を学校へ配布する。

■ 小学5年生用

URL : <https://forms.gle/2dFxBswDNSMbiAFa9>

■ 中学2年生用

URL : <https://forms.gle/RxVFopcqkWEGPnJUA>

(4) 学校は、「入力上の留意点」（別添）を参照し、児童生徒に調査の趣旨を説明する。

(5) 児童生徒はタブレット端末で、Google フォームにおいて回答する。

(6) Google フォームによる入力ができない場合は、別紙調査票により実施し、県教委保健厚生課へ様式1と共に送付する。

（※次頁あり）

(7) 学校は、調査終了後、下記 URL または二次元コードから県教委へ終了報告をする。県教委は、この報告が 7 月 11 日（金）までに確認できない場合は、当該校へ調査実施状況について照会する。

■（学校担当者回答）終了報告

URL : <https://forms.gle/C8dFv1AtaBwoRM2o6>

二次元コード



8 調査の集計及び分析

- (1) 本調査は、回答者が特定されない形で集計する。
- (2) 部会は、調査票の内容を集計し、県教委へ提出する。
- (3) 県教委は、本調査に係る検討委員会を開催し、松本大学及び部会と協力して調査結果について分析する。

9 結果の公表

- (1) 県教委は、県全体の結果を公表するとともに、市町村別の調査結果を市町村（学校組合）教育委員会へ提供する。
- (2) 部会は、学校別の調査結果を各学校に報告する。